

# 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

※この異動届出書は給与の支払いをしなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

		※処理欄		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
令和 年 月 日提出  せたな町長 様	(特別徴収義務者)	所在地	〒						
		フリガナ							
		名称							
		代表者の職・氏名							
		特別徴収義務者 指定番号							
		個人番号または 法人番号							
		担当者 連絡先	所属						
			氏名						
			電話番号						
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降退職時 までの給与支払額
フリガナ		円	月から	円	円	・	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	円
氏名			月まで						円
生年月日	年 月 日								
1月1日現在の住所									控除社会保険料額
異動後の住所									円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収予定額		納入月	備考
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため ( 月 日申出)		月割額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は、 月分 ( 月 日納期限)で 納入します。	
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		円	円		
一括徴収できない理由					
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため、または未徴収税額より少ないため					
2. その他 理由 ( )					

◎納税義務者が新しい勤務先において特別徴収を継続される場合は、次の欄に記載してください。

月分から 月割額 円を徴収し納 付する旨連絡済みです。  ※必ず新しい勤務先の担当者様と連絡を 取ってください。	(特別徴収義務者)	所在地	〒						
		フリガナ							
		名称							
		代表者の職・氏名							
		特別徴収義務者 指定番号	新 規						
		個人番号または 法人番号							
		担当者 連絡先	所属						
			氏名						
			電話番号						

※退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額を一括徴収してください。